

PartⅢ:宅地擁壁の調査票

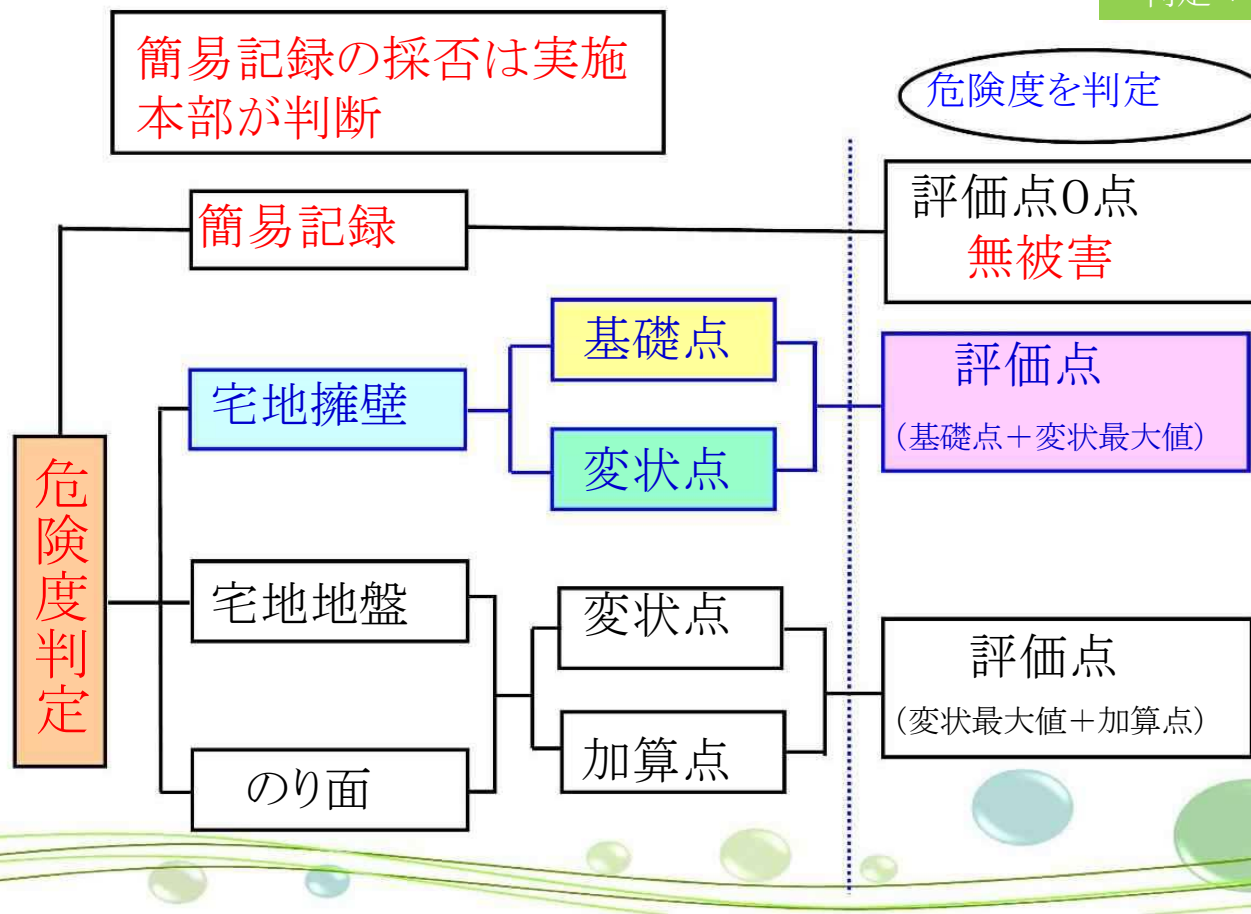
- ・擁壁の調査全般
- ・適用
- ・調査の内容、準備、実施

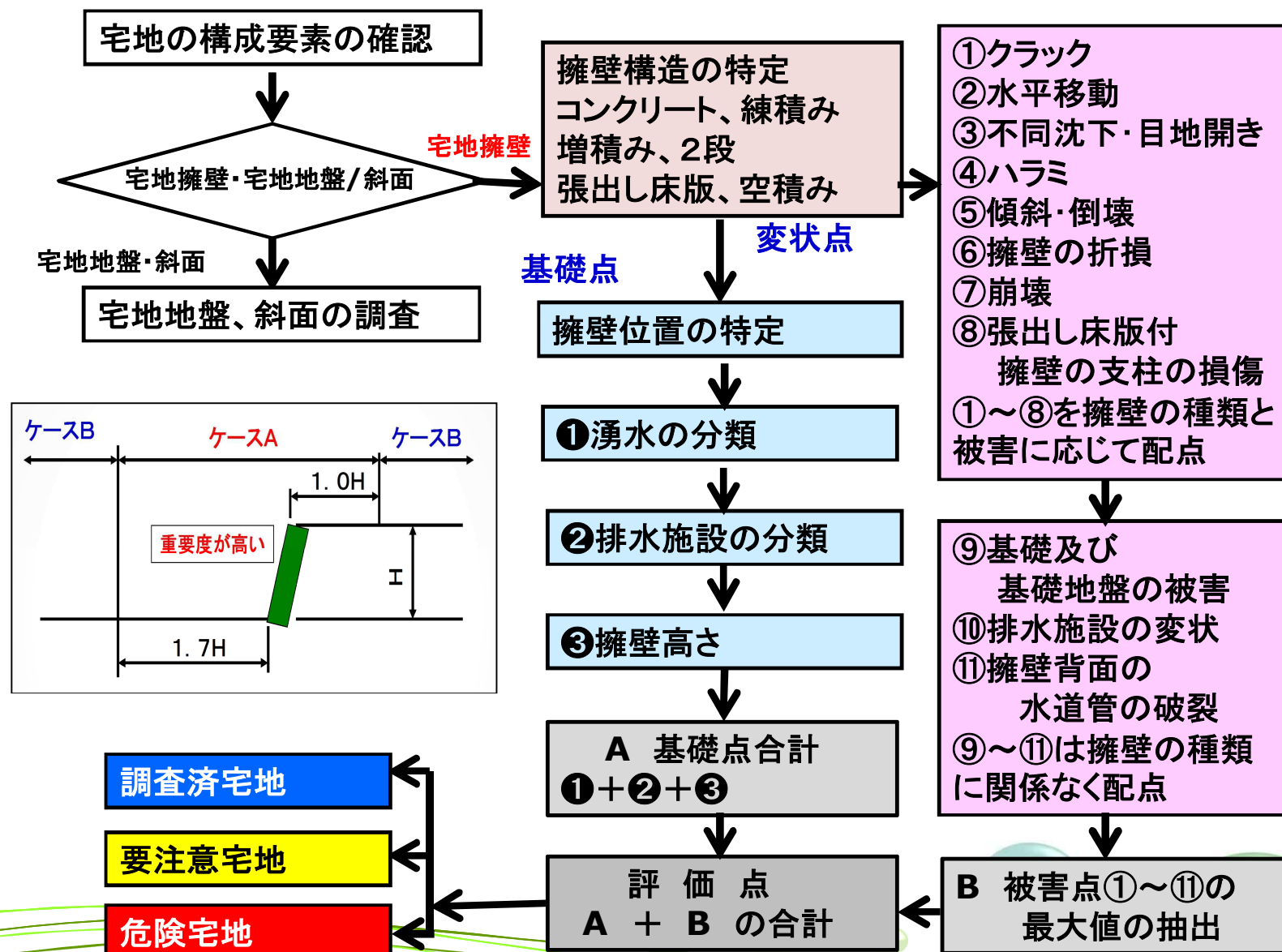


H21中国・九州北部豪雨の擁壁群の崩壊

危険度判定の実施フロー

判定マ-5, 13





宅地擁壁の危険度判定手順

(様式－１)宅地擁壁

[illegible]

擁壁の基礎的条件

擁壁の種類・高さ・勾配等を記入

基礎点

擁壁の位置関係と基礎点項目の配点

変状程度の判定と変状点の配点

変状程度(大・中・小)を判定

変状のチェックは複数記載が可

変状点の**最大値**を抽出する

危険度の配点と危険度の判定

宅地擁壁の被害の評価

判定マー16

点数 判定区分

判 定 (※要約)

0点	無	防災上問題なし	
4.5点 未満	小	小さな傷害は補修、雨水侵入を防止すれば、当面の危険性は少ない	調査済宅地
4.5点 ～8.5 点未満	中	変状は顕著、経過観察及び継続的に点検、必要に応じ勧告、改善命令、防災工事の必要性の要検討	要注意宅地
8.5点 以上	大	変状が特に顕著で危険、早急に勧告、改善命令、防災工事の実施	危険宅地

擁壁の基礎的条件

手引きー15,23

擁壁の基礎的条件	擁壁の種類	□コンクリート系擁壁	□(逆T)型 □重力式	☑増積み擁壁	増設部分 化粧ブロック	]
			□もたれ式 □その他		擁壁部分 間知石練石	]
		□場所打ち □プレキャスト	□二段擁壁	全擁壁高 3.5 m 増設高 0.5 m	]	
		□間地石 □コンクリートブロック		上部		]
		□その他		下部		]
		□空石積擁壁	□玉石積 □くずれ石積	□張出し床版付擁壁		□その他
□間地石	擁壁の設置条件		□切土・盛土境 □軟弱地盤上 □他 ☑不明			
□その他	擁壁の勾配		度 又は (1 :)			

①擁壁の種類

コンクリート造、練石積、空石積、増積み、二段擁壁、張出し擁壁

②擁壁の設置条件

切盛境に位置しているか、軟弱地盤上にあるかをチェックし、不明の場合はその旨をチェック

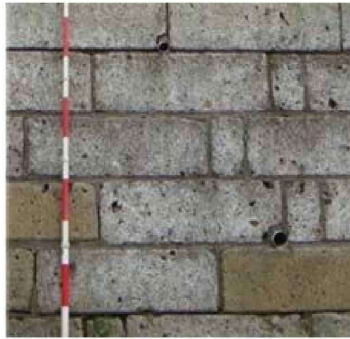
③擁壁の勾配

勾配定規(スラントルール)を使用

擁壁の種類

判定マー 1 8

表3-5 石積擁壁の種類と概要

① 練 石 積	練石積	雑割石積（ガンタ積）	間知ブロック積
			
モルタルやコンクリートを接着剤や固定材に用いて、石又はコンクリートブロックを積み上げた擁壁で、ガンタ積みや間知ブロック積みなど古い擁壁も見られる			
⑥ 空 石 積	玉石積み	大谷石積み	
			
一般に施工時期が古く、石の表面が風化していることが多い。クラックや抜け石がみられることもある。			

擁壁の種類

判定マー19

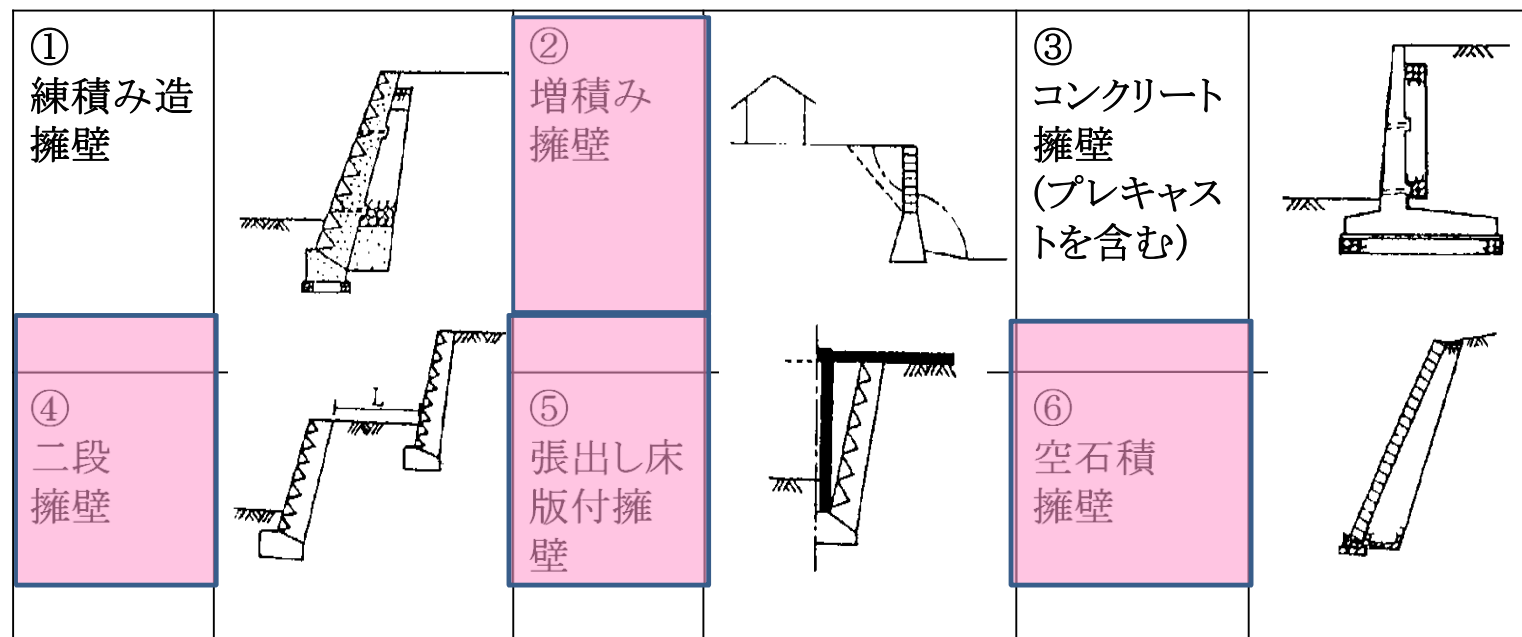
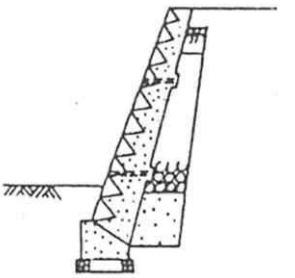
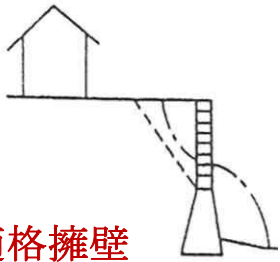


図3-2 擁壁の種類

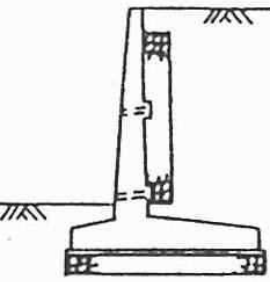
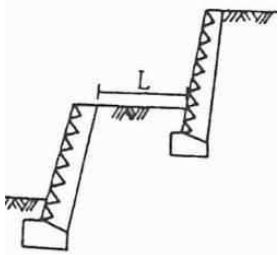
(2) 擁壁の種類

判定マー18

擁壁の種類	模式図	写真例
①練石積		
②増積み 既存不適格擁壁		

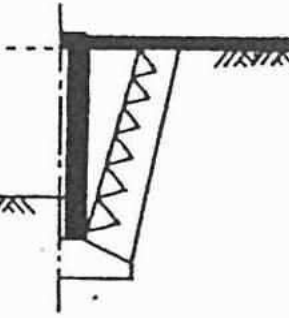
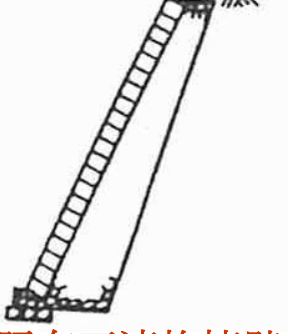
(2) 擁壁の種類

判定マー19

擁壁の種類	模式図	写真例
③コンクリート系 (プレキャストを含む)		
④二段	 既存不適格擁壁	

(2) 擁壁の種類

判定マー19

擁壁の種類	模式図	写真例	
⑤ 張出し床付	 既存不適格擁壁		
⑥ 空石積み	 既存不適格擁壁		

ただし、簡易記録の場合は採点しなくてもよい。

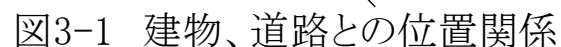


表3-2 建物、道路との位置関係

ケース	条 件
A	影響範囲に建物または道路が存在する
B	影響範囲に建物または道路が存在しない

(様式-1)擁壁被害状況調査・危険度判定票									
調 査 票		調査日時 年 月 日 時		調査番号					
		地名又は隣接地名							
調査員(平野君)		設置年度		市 町		区町村			
		地区(地)		門 番		番 号			
所有者・管理者氏名		記入者氏名		TEL:					
所有者・管理者の 姓 名		居住者への 通 知		☐ 済 ☐ 未了		☐ 居住者不在 ☐ 本人確認済み			
<概況 現 状 図>									
1.クラック		2.水平移動		3-1.不同位		3-2.崩れ		3-3.ハラス	
3-4.傾倒(破砕)の恐れ		3-5.露出及び変形等の恐れ		3-6.多量流出の恐れ		建物・道路との接近(突進)の恐れ			
						 斜め距離(m) 直線距離(m) ① ② 3.0 3.0 3.0 3.0			
写真撮影は、必ずしも必要ではありません。概況状況図に書けることができれば、ただし、近所関係が分かるような位置関係を標準図上に記載し、被害が明白になる程度で充分な写真撮影をお願いします。									
[平面図]					[断面図]				
被災写真の有無 ☐ 無 ☐ 有(写真添付)									

擁壁の基礎点

ケースA

ケースB

手引きー15,23

基礎点			□影響範囲に建物または道路がある(A)	□影響範囲に建物または道路がない(B)	基礎点計 ①+②+③ 0.4
①湧水	乾燥		0	0	
	湿潤		0.4	0.2	
	にじみ出し、流出		0.8	0.4	
②排水施設	水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止		0	0	
	水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい		0.4	0.2	
	水抜孔無、あっても数・寸法が不適当		0.8	0.4	
③高さ	$H \leq 1\text{m}$		0	0	
	$1\text{m} < H \leq 3\text{m}$		0.2	0.1	
	$3\text{m} < H \leq 4\text{m}$		0.4	0.2	
	$4\text{m} < H \leq 5\text{m}$		0.6	0.3	
	$5\text{m} < H$		0.8	0.4	

① 湧水

・湧水の有無をチェックする。有りの場合、湿潤か、にじみ出し・流出かをチェックする。

② 排水施設

・排水施設の設置状況を天端付近の排水施設と水抜孔の状況により区分した表によりチェックする。

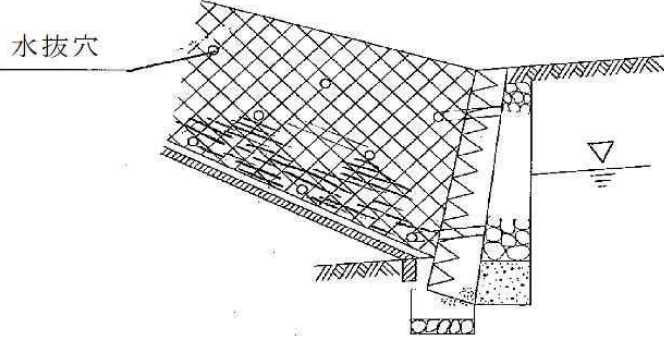
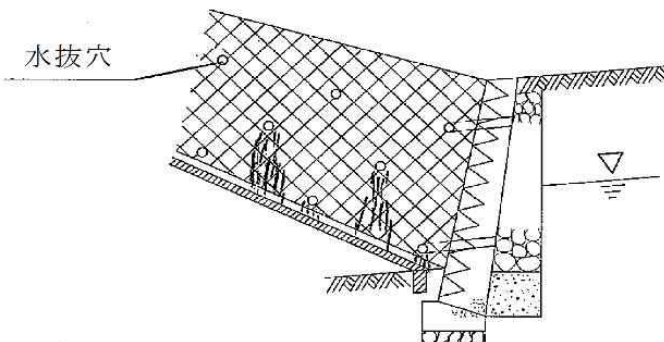
③ 擁壁の高さ

・擁壁の高さ(地上高さ)の最大値が該当する部分の点数を○で囲む。

①湧水の状況分類

表3-7 湧水の状況分類表

判定マ-21

	分類	内 容	模 式 図
良 い	乾燥	擁壁表面が乾いている。	
	湿潤	常に擁壁表面が湿っている。 擁壁背後が湿潤状態で目地や水抜穴から湿気が感じられる状態。	
悪 い	にじみ出し、流出	水がにじみ出し、流出している。 水抜穴はあるが、天端付近で水が浸透しやすい状況にあり、かつ湧水がある場合。	

注) 乾燥状態の場合は、水抜穴の詰まりを確認する。

①湧水の配点と内容

判定マ-21

表3-8 湧水の配点と内容

区分	項目	分類		配点		後背地の湧水の影響で水抜穴の周りがどのような感じか
				A	B	
地盤条件	湧水	乾燥	良い	0	0	表面が乾いている
		湿潤		0.4	0.2	表面が湿っている
		にじみ出し・流出	悪い	0.8	0.4	水がにじみ出し、流出している

判定マー22

①湧水の状況分類

表3-9 湧水の着目点

	練石積擁壁	コンクリート擁壁	
① 乾燥			
	擁壁の崩壊の素因となる地下水の排水が良好で、安全な状態である。ただし、水抜穴が閉塞していないか注意する。		

判定マー22

①湧水の状況分類

表3-9 湧水の着目点

② 湿潤	擁壁表面が湿っている	水抜き穴にコケが生育	水抜き穴に草本が生育
			
	積石等の間から水がしみ出ている場合は、常に擁壁表面が湿っていると判断する。		
	水抜き穴に手を入れた際の湿った感触や、コケや草本類の生育状況等から判断する。		

①湧水の状況分類

判定マ－22

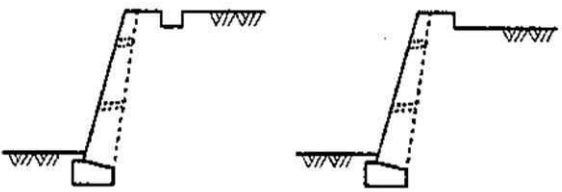
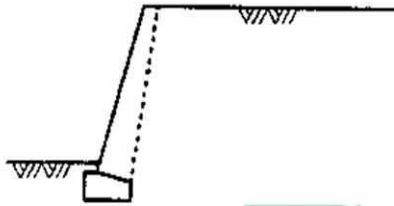
表3-9 湧水の着目点

③にじみ出し、流出	水抜き穴から流出	最近水が流出した痕跡	水の流出跡にコケが生育
			
水抜き穴から水が流れ出している場合や、最近流出した痕跡が残っている場合も、水がにじみ出している状態として判断する			

②擁壁の排水施設

手引きー7

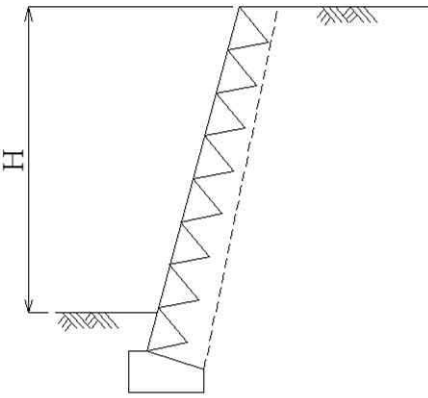
表-3 排水施設の設置状況分類表

分 類	内 容	模 式 図
(イ)タイプ	水抜孔及び天端排水溝があり天端付近で表面水の地盤への浸透が阻止されている場合。	
(ロ)タイプ	水抜孔はあるが、天端付近で表面水が浸透しやすい状況にある場合	
(ハ)タイプ	水抜孔が設置されていないか、あっても宅地造成等規制法及び都市計画法の基準を満たしていない場合(1ヶ所/3㎡、 $\phi \geq 75\text{mm}$)ただし、空積みの場合の対象外とする	

③擁壁の高さ

判定マ－25

表3-13 擁壁高さの配点

区分	項目	分類	配点		擁壁高さ H
			A	B	
構造諸元	擁壁高さ	$H \leq 1\text{m}$	0	0	
		$1\text{m} < H \leq 3\text{m}$	0.2	0.1	
		$3\text{m} < H \leq 4\text{m}$	0.4	0.2	
		$4\text{m} < H \leq 5\text{m}$	0.6	0.3	
		$5\text{m} < H$	0.8	0.4	

基礎点計

基礎点＝湧水＋排水施設等＋擁壁高さ

変状程度の判定と配点

手引きー23

配点表

区分	項目	小					中					大				
		劣化	軽微	増悪	3段	増悪	劣化	軽微	増悪	3段	増悪	劣化	軽微	増悪	3段	増悪
変状形態と変状点	1 クラック	1	2	3	4	5	2.5	3.5	4	5	7	4	5	6	7	8
	2 水平移動	2	2.5	3.5	4	6	3.5	4	4.5	5	7	5	5.5	6	7	9
	3 不同位下・目地の開き	3	3.5	4	5	7	4.5	5	6	7	9	6	7	8	9	10
	4 ハラミ		4.5	5	6	8		6	7	8	9		8	9	10	10
	5 傾斜・変位	5	5.5	6	7	8	7	8	8	9	10	8	9	10	10	10
	6 擁壁の折損	6	6.5	7	8	9	7	8	9	9	10	8	9	10	10	10
	7 崩壊		9	9	10	10		10	10	10	10		10	10	10	10
	8 根り出し・根張り・擁壁の支柱の損傷					7					9					10
	9 基礎及び基礎地盤の被害										10					
	10 排水設備の変状			3						5					7	
	11 擁壁前面の土壌・地盤の侵食									10						

変状の程度	項目	小					中					大				
		劣化	軽微	増悪	3段	増悪	劣化	軽微	増悪	3段	増悪	劣化	軽微	増悪	3段	増悪
	1 クラック	2mm未満のクラックはあるが、構体上の支障なし(コンクリート系擁壁の場合2mm未満)					2mm～30mm未満(コンクリート系擁壁の場合2mm～5mm未満)					30mm以上(コンクリート系擁壁の場合5mm以上)				
	2 水平移動	5mm未満の範囲変位がある。					5mm～30mm未満の範囲変位がある。					30mm以上の範囲変位がある。				
	3 不同位下・目地の開き	5mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。					5mm～30mm未満の目地の上下のずれ又は目地の開きがある。					30mm以上の目地の上下のずれ又は目地の開きがあり、滑動、転倒のおそれがある。				
	4 ハラミ	1. 擁壁のハラミ及び傾斜・変位が1.0m未満である。					1. 擁壁のハラミ及び傾斜・変位が1.0m以上である。					1. 擁壁のハラミ及び傾斜・変位が1.0m以上である。				
	5 傾斜・変位	擁壁が前面地盤に対し垂直以下、(コンクリート系擁壁の場合：天端30mm未満の傾斜)					擁壁が前面地盤に対し垂直以上、(コンクリート系擁壁の場合：天端30mm以上の傾斜)					擁壁が前面・側面に対してその機能を失っているもの。				
	6 擁壁の折損	クラックを境にわずかに角度をなしている。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境にわずかに割れている。)					クラックを境に明らかに角度をなしており、抜けがあり、露出のコンクリートが見える。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に露出のコンクリートが見える。)					一旦して大であると判るもの。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に崩壊している。又は、1mmでも剪断破壊があり後傾している。)				
	7 崩壊	中間部から上が割れている。					基礎部を残して割っている。					機能喪失を来している。				
	8 根り出し・根張り・擁壁の支柱の損傷	支柱にひびが入っている。					支柱のコンクリートが剥がれて鉄筋が見えている。					支柱の剪断破壊。				
	9 基礎及び基礎地盤の被害	大規模な沈下やクラックが生じている。					左に加え擁壁のクラック又は目地からの湧水がある。					水抜孔の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。				
10 排水設備の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端前面、側面クラックが見られる。															
11 擁壁前面の土壌・地盤の侵食	侵食が認められている。															

被害の判定値	※基礎点と変状点の最大値を合わせた数 ※無被害の場合は基礎・被害点の延長無し	基礎点 + 被害点		点
		0.4 + 8.0		
		=		8.4
危険度判定		☐ 大 ☒ 中 ☐ 小 ☐ 無		
所見記入者の意見		☒ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 判断不可		
※無被害の場合は延長無し		(人命・財産・交通の3点を判定基準とする。)		
		(備考：)		

☆被害程度の点数と危険度判定☆	
無被害： 0 点(防災上問題無し)	
小被害： 1～4.5 点未満 (当面は防災上問題無し)	
中被害： 4.5 点～8.5 点未満	
(制限付き立入、進行していれば避難)	
大被害： 8.5 点～(危険、要避難、立入禁止)	

変状の程度の概要説明

変状の程度(大・中・小)の概要説明

手引きー23

項目/程度	小	中	大
1 <u>クラック(幅)</u>	2mm未満のクラックはあるが、機能上の支障なし(コンクリート系擁壁の場合2mm未満。)	2mm～20mm未満 (コンクリート系擁壁の場合 2mm～5mm未満)	<u>20mm以上</u> (コンクリート系擁壁の場合5mm以上)
2 水平移動 (伸縮目地前後のずれ)	5mm未満の隙間変位がある。	5mm～50mm未満の隙間変位がある	50mm以上の隙間変位がある
3 不同沈下・目地の開き (目地上下・左右の開き)	5mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。	5mm～50mm未満の目地の上下のずれ又は目地の開きがある。	50mm以上の目地の上下のずれ又は目地の開きがあり、滑動、転倒のおそれがある。
4 <u>ハラミ</u> (テンションクラック・ずれ・中抜け)	<u>小規模のハラミ及び中抜け(積石が1～2個抜け落ちる)</u>	宅地地盤でテンションクラック無し 円弧すべりのおそれ無し	宅地地盤でテンションクラック有り 円弧すべりのおそれ有り
5 <u>傾斜・倒壊</u>	擁壁が前面地盤に対し垂直以下。(コンクリート系擁壁の場合：天端50mm未満の傾斜)	<u>擁壁が前面地盤に対し垂直以上。(コンクリート系擁壁の場合：天端50mm以上の傾斜)</u>	擁壁が前傾・倒壊してその機能を失っているもの。
6 擁壁の折損 (横・ななめひびわれから起きるもの。はらんでいるが部分的でなく、クラックを境に鈍角に折れている)	クラックを境にわずかに角度をなしている。 (コンクリート系擁壁の場合クラックを境にわずかに前傾している。)	クラックを境に明らかに角度をなしており、抜け石があり、裏込めコンクリートが見える。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に前方に傾斜している。)	一見して大であると判るもの。(コンクリート系擁壁の場合クラックを境に前傾している。又は、1mmでも剪断破壊があり後傾している。)
7 崩壊	中間辺りから上が滑っている。	基礎部を残して滑っている。	機能を果たしていない。
8 張り出し床板付擁壁の支柱の損傷	支柱にひびが入っている。	支柱のコンクリートがはがれて鉄筋が見えている。	支柱の剪断破壊
9 基礎及び基礎地盤の被害	大規模な沈下やクラックが生じている。		
10 排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	左に加え擁壁のクラック又は目地からの湧水がある。	水抜孔の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。
11 擁壁背面の水道管等破裂	破裂して水が流出している。		

変状の程度
大・中・小の概要説明

1.練石積クラック

判定マ参考-1

項目／程度	小	中	大
練石積クラック	2mm未満	2mm～20mm未満	20mm以上



1.コンクリート系クラック

判定マ参考-1

項目／程度	小	中	大
コンクリート系クラック	2mm未満	2～5mm未満	5mm以上



2.水平移動

判定マ参考-2

項目／程度	小	中	大
水平移動	5mm未満 の隙間(変位)	5mm～50mm の隙間(変位)	50mm以上 の隙間(変位)



伸縮目地の前後のずれで判断

3. 不同沈下／目地開き

判定マ参考-3

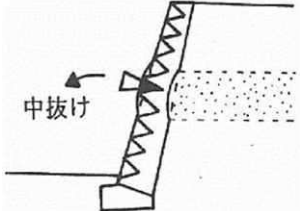
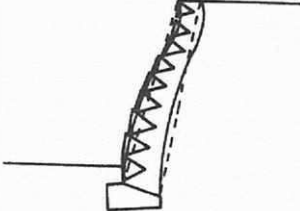
項目／程度	小	中	大
不同沈下 ／目地開き	5mm未満の 目地の上下ずれ 左右の開き	5mm～50mmの 目地の上下ずれ 左右の開き	50mm以上の 目地の上下ずれ 左右の開き



4. ハラミ

判定マー28

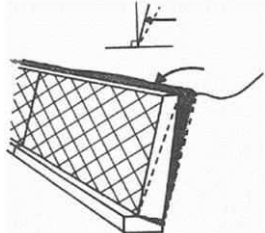
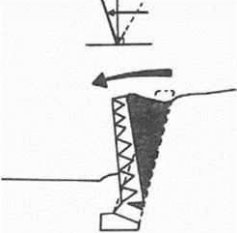
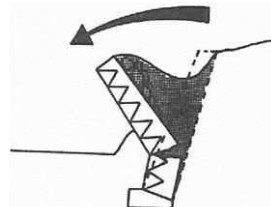
表3-15(1) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
ハラミ	 局部的なハラミ及び中抜け (積石が1～2個抜け落ちる)	 宅盤にテンションクラック無し。円弧すべりを認めず	 宅盤にテンションクラック有り。円弧すべりのおそれ有り
			

5. 前傾・倒壊

判定マー29

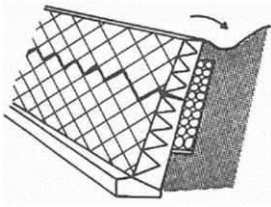
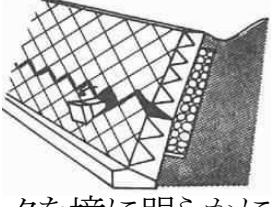
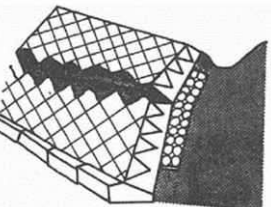
表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
前傾・倒壊	 擁壁が正常位置より前傾している。	 擁壁が前面地盤に対し直垂以上に前傾している。	 擁壁が前傾倒壊して、その機能を失っている。
			

6-1. 折損(石積み)

判定マー29

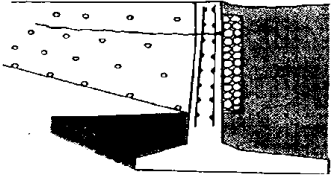
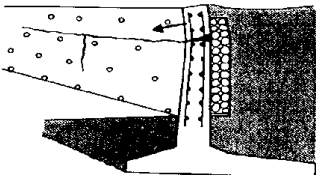
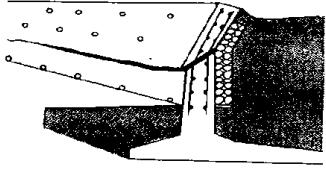
表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
擁壁の折損(石積み)	 クラックを境にわずかに後傾している。	 クラックを境に明らかに後傾しており、抜け石があり、裏込めコンクリートが見える。	 基礎部を含めて完全に機能を失っている。
			

6-2. 折損(コンクリート)

判定マー29

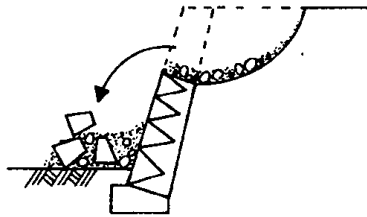
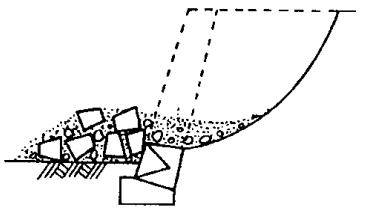
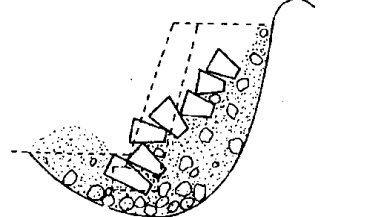
表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
擁壁の折損 (コンクリート)			
	クラックを境に上部がわずかに前傾している。	クラックを境に折れて前傾している。	せん断破壊があり、後傾している。

7.練積み擁壁の崩壊

判定マー29

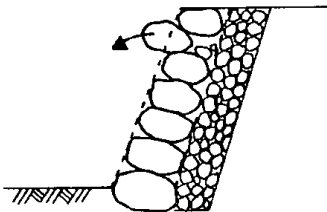
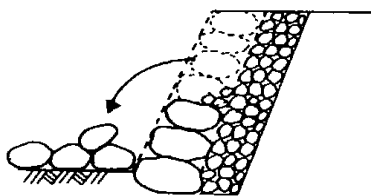
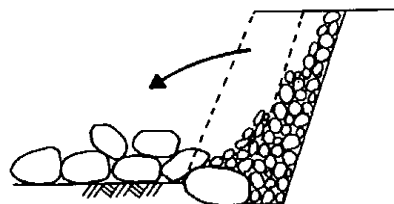
表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
崩壊	 上部1/2程度まで滑り崩壊を起こしている。	 基礎部を残して滑り崩壊している。	 基礎部を含めて全て崩壊している。機能を失っている。
			

7.空石積擁壁の崩壊・崩落

判定マー29

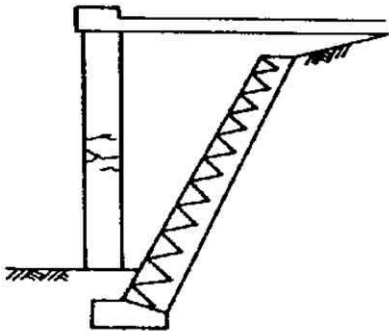
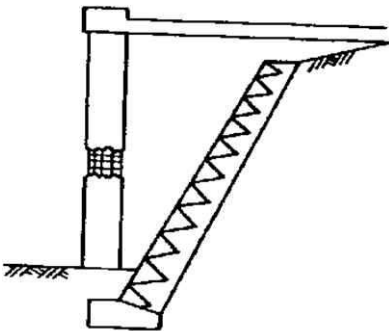
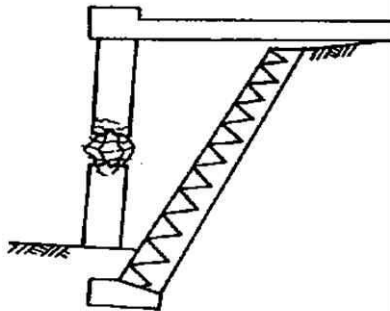
表3-15(2) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
空石積擁壁の崩壊・崩落	 積石がずれている。	 上段の部分が崩壊している	 全体が崩壊している。
			

8.張出し床版付擁壁の支柱の損傷

判定マー30

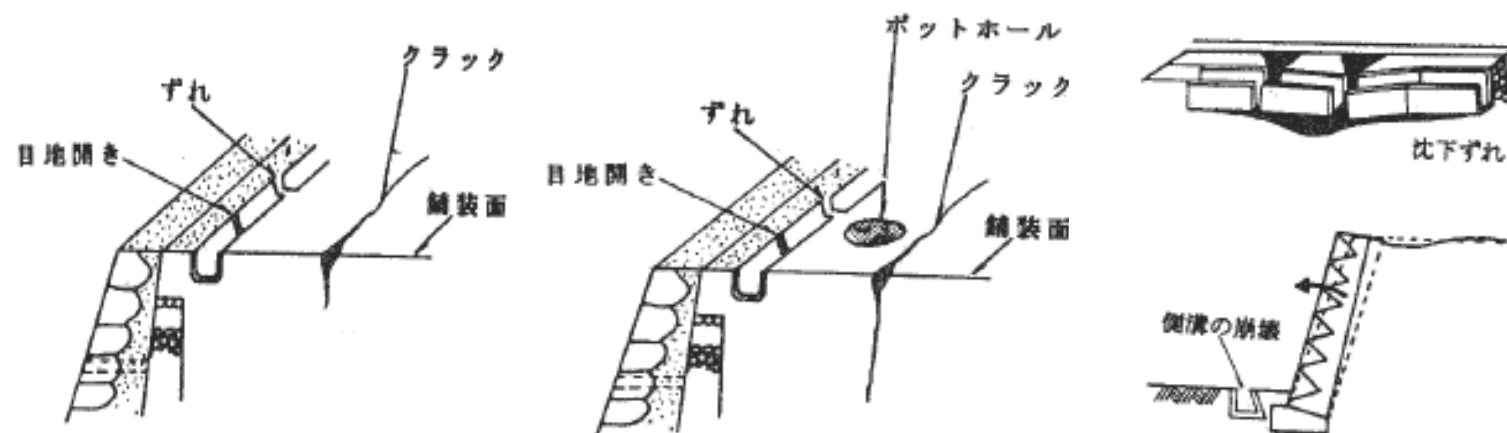
表3-15(3) 擁壁の変状の程度「大・中・小」の説明

	小被害	中被害	大被害
共通事項	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。	被災を受けており、補修又は部分的な改修によりその機能が回復するもの。	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するもの。
張出し床版付擁壁の支柱の損傷	 支柱にひびが入っている。	 支柱のコンクリートが剥がれて鉄筋が露出している。	 支柱がせん断破壊して鉄筋が座屈している。機能を失い、下部の擁壁も崩壊のおそれがある。

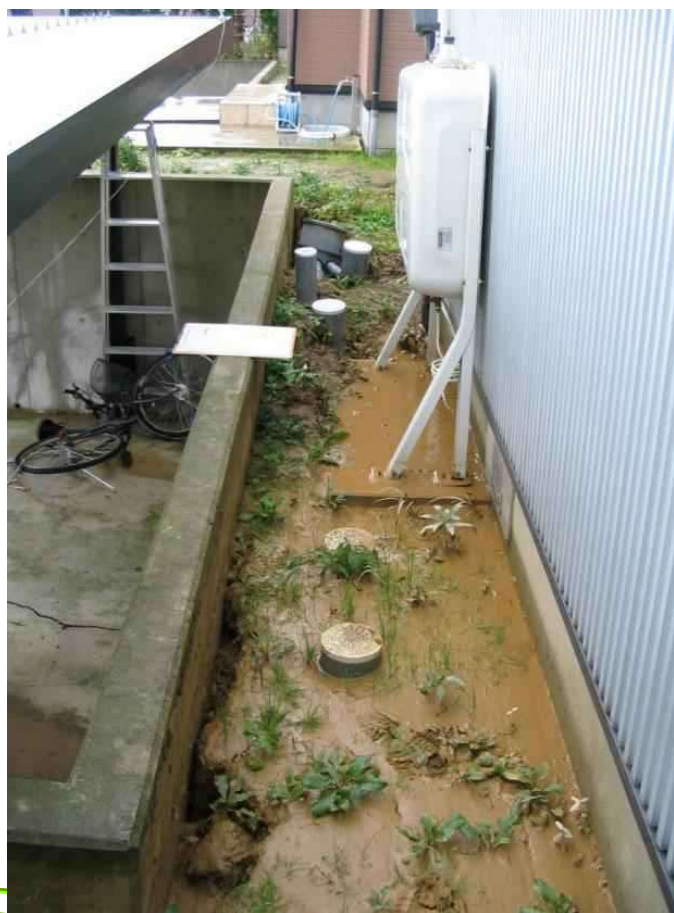
9.基礎及び基礎地盤の被害



10 排水施設の変状



11. 擁壁背面の水道管の破裂



＞破裂して水が 流出している

擁壁被害の判定(無被害)

手引き-2 1

被害の判定値 ※基礎点に変状点の最大値を加えた点数 ※無被害の場合は基礎・被害点の記載無し	基礎点 + 被害点 + 0 = 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害： 0 点(防災上問題無し) 小被害： 1～4.5 点未満 (当面は防災上問題無し) 中被害： 4.5 点～8.5 点未満 (制限付き立入、進行していれば避難) 大被害： 8.5 点～(危険、要避難、立入禁止)	
危険度判定	☐大 ☐中 ☐小 ☒無		
所見記入者の意見 ※無被害の場合は記載無し	緊急 拡大の見込み	☐大 ☐中 ☐小 ☐有 ☐無 ☐判断不可小	(人命・財産・交通の3点を判定基準とする。) (備考：)

擁壁被害の判定

手引き-2 3

被害の判定値 ※基礎点に変状点の最大値を加えた点数 ※無被害の場合は基礎・変状点の記載無し		基礎点 + 変状点 0.4 + 8.0 = 8.4 点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 無被害： 0 点(防災上問題無し) 小被害： 1～4.5 点未満 (当面は防災上問題無し) 中被害 ： 4.5 点～8.5 点未満 (制限付き立入、進行していれば避難) 大被害： 8.5 点～(危険、要避難、立入禁止)
		危険度判定 ☐ 大 ☒ 中 ☐ 小 ☐ 無	
所見記入者の意見 ※無被害の場合は記載無し	緊急 ☒ 大 ☐ 中 ☐ 小 拡大の見込み ☒ 有 ☐ 無 ☐ 判断不可小	(人命・財産・交通の3点を判定基準とする。) (備考：)	

「被害程度の判定値」より判定する

所見(記入者の意見):緊急度

手引き-3

※ 無被害の場合は記載しなくてよい。

大→すぐに措置しなければならない。

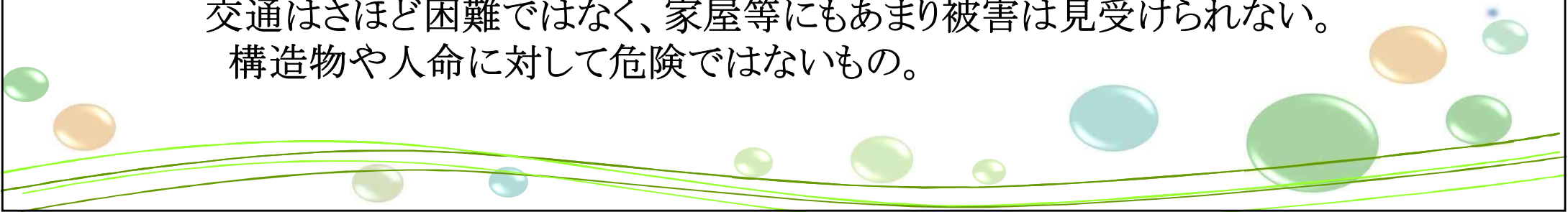
明らかに交通が困難な状況で家屋等個人の財産が崩壊しており、そのまま放っておくと構造物や人命に危険が及びそうな二次的災害が起こり得るもの。

中→ある程度の日数は放置しておくことができる。

やや交通が困難で、家屋等個人の財産に被害が見受けられ、長期間放っておくには危険すぎると思われるもの。

小→ある程度の期間は放置しておくことができる。

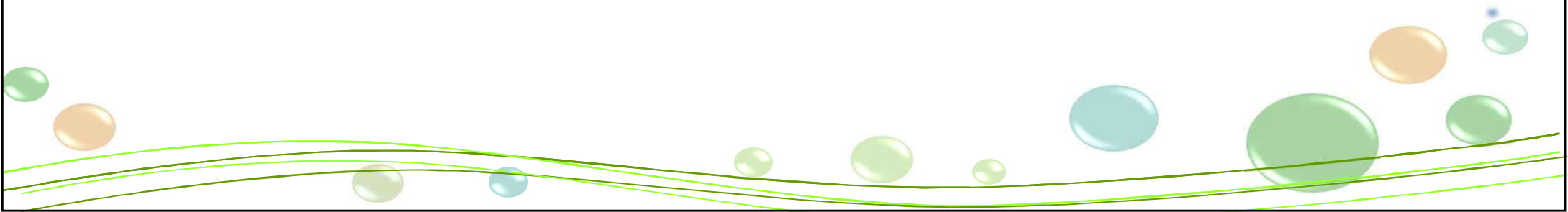
交通はさほど困難ではなく、家屋等にもあまり被害は見受けられない。
構造物や人命に対して危険ではないもの。



所見(記入者の意見):拡大の見込み

手引き-3

- 「**拡大の見込み**」の有無の判断は、危険度の評価、緊急度及び現場の状況等を総合的に勘案して該当するものをチェックする。
- ここに示す「**拡大の見込み**」は、被害そのものが今後どのようなのか、収束するのか、拡大するのかを考慮し、拡大をする場合の「**拡大の見込み**」として判定士が記入するものである。
- 判定士が記入する拡大の見込みの「有・無・判断不可」については、危険度の評価、緊急度、現場の状況、今後の天候の見込み、余震の継続、被害箇所周辺の施設など、総合的に勘案し「評価」する。



特記事項の記入

手引き-26

	陥没の深さ：約30cm 陥没 $3m \times 2m \times 0.3m = 1.8m^3$ キレツ3箇所
[平面図]	[断面図]
被災写真の有無	☐ 無 ☒ 有 → 写真番号 [B-2 ①~③]
特記事項	キレツや陥没の被害自体は大きいが居住者のいない学校なので、避難するほど危険ではない。